

公益財団法人沖縄県スポーツ協会スポーツ医・科学委員会規則

(設置)

第1条 この規則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）専門委員会規程第2条に基づき、スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項に関して定める。

(目的)

第2条 この委員会は、スポーツの医・科学的な調査研究を行い、スポーツ競技者の健康管理やトレーニング方法の改善等を図り、本県スポーツの振興及び競技水準の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興についての医・科学的調査研究に関すること
- (2) 競技力向上についての医・科学的調査研究に関すること
- (3) 競技者の健康管理及び相談に関すること
- (4) 医・科学に関する研修会・講習会等の開催及び派遣に関すること
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員15名以内をもって組織し、本会理事長が委嘱する。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 本会理事 | 2名以内 |
| (2) 競技力向上指導者 | 2名以内 |
| (3) 医師 | 3名以内 |
| (4) 栄養士 | 2名以内 |
| (5) 理学療法士 | 2名以内 |
| (6) 薬剤師 | 2名以内 |
| (7) 学識経験 | 2名以内 |

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長・・・1名
- (2) 副委員長・・・1名

(役員職務)

第6条 委員長は、本会副会長及び専務理事の中から本会理事長が指名し、副委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

(任期及び制限年齢)

第7条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員の解任については、定款第30条に準ずる。
- 3 委員は、就任時に70歳未満でなければならない。ただし、学識経験者理事についてはその限りではない。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本会理事長、副会長及び専務理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、すべて部会員となる。
- 3 各部会の部会長には、委員会の委員をもって充てる。
- 4 部会の重要決定事項は、委員会の承認を得なければならない。
- 5 部会の運営に関することについては、別に定めることができる。
- 6 委員会及び部会には会議録を作成し、委員長及び部会長捺印の上、これを保存する。

(委託)

第10条 委員会は調査研究を進めるため、関係機関及び専門職員等に調査研究を委託することができる。

(事務)

第11条 委員会及び部会の事務処理は、本会事務局で行う。

附則

- 1 この規則は、平成 5年 6月22日から施行する。
- 2 この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。
- 3 この規則は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 4 この規則は、平成26年 5月22日から施行する。
- 5 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 6 この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。